

令和5年度 第2回木更津市地域公共交通活性化協議会

書面決議について

1 議案

- (1)議案第 1 号 木更津市地域公共交通網形成計画最終評価について
- (2)議案第 2 号 木更津市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

2 報告事項

- (1)地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る地域公共交通計画の認定について
- (2)「タクシー運賃改定」について(千葉県タクシー協会)
- (3)バス・タクシー運転士に関する就職説明面接会の開催について

送付資料

資料1: 委員名簿

資料2: 協議会規約

資料3-1:【議案第 1 号】 木更津市地域公共交通網形成計画最終評価について

資料3-2:【議案第 1 号】 参考資料

資料4: 【議案第 2 号】 木更津市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

資料5: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る地域公共交通計画の認定について

資料6: タクシーご利用の皆様へ

資料7: バス・タクシー運転士に関する就職説明面接会の開催について

資料 1

木更津市地域公共交通活性化協議会委員名簿

(任期：令和４年６月２９日～令和６年６月２８日)

※敬称略

区 分	役 職 等	氏 名	備考
市民の代表者 又は地域公共交通の利用者	木更津市区長会連合会 会計	泉 水 廣 己	
	公募委員	石 渡 宏	監査委員
一般乗合旅客自動車運送事業者	日東交通株式会社 運輸部長	高 橋 晴 樹	
	小湊鉄道株式会社 バス部長	深 山 宏 樹	
千葉県バス協会の代表者 又はその指名する者	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事	成 田 齊	
千葉県タクシー協会の代表者 又はその指名する者	一般社団法人千葉県タクシー協会 南房支部長 京成タクシーかずさ株式会社 代表取締役社長	手 塚 真 一	
鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 木更津統括センター所長	山 口 一 男	
学識経験者	日本大学理工学部交通システム工学科 教授	轟 朝 幸	会 長
国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長 又はその指名する者	首席運輸企画専門官	高 橋 直 人	
千葉県総合企画部交通計画課長 又はその指名する者	企画調整班長	小 松 直 人	
木更津警察署長 又はその指名する者	交通課長	佐 川 正 和	
木更津市長 又はその指名する市職員	企画部長	石 井 宏 典	副会長
	市民部長	石 井 彰 一	
	福祉部長	清 水 和 也	
	都市整備部長	吉 田 究	監査委員

一般旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転者が組織する団体	日東交通労働組合 木更津支部副支部長	大澤 一樹	
道路管理者 又はその指名する者	君津土木事務所 調整課長	保田 英明	
自家用有償旅客運送者 (福祉有償運送を行う者を除く。)	富来田地区まちづくり協議会 会長	鵜田 宏	
会長が協議会の運営上必要と認めた者	イオンモール木更津 営業マネージャー	影山 尚美	
	三井アウトレットパーク木更津 所長	中村 哲	
	木更津市議会 交通政策特別委員会 委員長	神蔵 五月	

(規約第7条第2項記載順)

木更津市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 木更津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行い、併せて道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うために設置する。

(名称及び事務所の位置)

第2条 協議会の名称及び事務所の位置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 名称 木更津市地域公共交通活性化協議会

(2) 事務所の位置 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号木更津市役所駅前庁舎内
(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 計画の作成及び変更に関する事項

(2) 計画の実施に関する事項

(3) 地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスに関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監査委員 2人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

(会長)

第5条 会長は第7条に規定する委員の中から互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(副会長及び監査委員)

第6条 副会長及び監査委員は、第7条に規定する委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第7条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民の代表者又は地域公共交通の利用者
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 千葉県バス協会の代表者又はその指名する者
 - (4) 千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者
 - (5) 鉄道事業者
 - (6) 学識経験者
 - (7) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
 - (8) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
 - (9) 木更津警察署長又はその指名する者
 - (10) 木更津市長又はその指名する者
 - (11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (12) 道路管理者又はその指名する者
 - (13) 自家用有償旅客運送者（福祉有償運送を行う者を除く。）
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、会長が協議会の運営上必要と認めた者
- （委員の任期）

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前条に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

3 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決の方法は出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定にかかわらず、会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急を要するため会議を召集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、書面により議決を行うことができる。

5 第3項の規定は、前項の書面による議決について準用する。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前7項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、木更津市企画部地域政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第14条 監査委員は、協議会の出納監査を行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成21年10月22日から施行する。
(委員の任期の特例措置)
- 2 第8条の規定にかかわらず、最初に就任された委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成28年10月27日から施行する。
(委員の任期の特例措置)
- 2 第8条の規定にかかわらず、平成28年度に就任された委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年3月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年4月18日から施行する。
(委員の任期の特例措置)
- 2 第8条の規定にかかわらず、平成29年度に就任された委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和4年4月18日から施行

議案第1号

木更津市地域公共交通網形成計画

最終評価について

計画期間が終了したことから、計画に位置付けた実施事業に対する評価検証を行います。

〈計画期間〉

平成 30 年度(2018 年度)～令和 4 年度(2022 年度)



木更津市地域公共交通網形成計画の最終評価シート

木更津市地域公共交通網形成計画の策定後、毎年行ってきた評価検証を踏まえ、計画期間の始まる平成30年4月から令和4年3月末までの評価検証結果を、下表のとおり整理します。

事業評価	A：目標を達成することができた B：概ね目標の達成することができた C：一部課題等があり、目標達成には至らなかった D：目標をまったく達成することができなかった
------	---

事業	取組状況	評価指標	現況値（H29）	事業評価	今後の課題
			実績値		
			目標値（R4）		
① まちづくり協議会・NPO*法人等による新たな交通システムの導入	＜交通不便地域における新たな交通システムの導入＞ ○富来田地区 ・令和2年7月1日から実証運行を開始した自家用有償旅客運送*（交通空白地有償運送）を、令和3年7月1日から一部運行内容を見直して、本格運行に移行。 ○鎌足地区 ・タクシー事業者及びバス事業者と協議を進め、予約（デマンド）による区域運行型輸送サービスを基本に検討を進めたが、資金面や運行内容、担い手に関する課題が表出している。引き続き運行サービスや運行体制等について、協議・検討・調整をしていく。 ○金田地区 ・土地区画整理事業*の進展により地域の生活環境も変化していることや地区内に開業した病院が通院のための送迎車を運行していること等から、新たな交通システムの導入については、まちづくりの進展を見据え検討を行いたいとの地域の意向があり、協議を見合わせることにした。	導入件数	1件	C ・鎌足地区において、新たな交通システム導入に向けた検討を行っているが、令和4年度内に導入することができず、計画期間内の目標達成には至らなかった。	・今後も新たな交通システムの導入に向けた地域主体の取組を支援する。 ・新たな交通システムについて導入を検討する交通不便地域を3地区に限定していたが、検討を可能とする交通不便地域の見直し（拡大）が必要となる。 ・地域住民が、新たな交通システムの導入に向けた検討を行うにあたっての手順や、地域住民・行政・交通事業者の役割などを整理した資料の作成が必要となる。
			2件（R4）		
			4件		
②集約拠点を軸としたバス路線の再編	＜バス路線の再編＞ ○中郷・富岡線の短縮 ○八幡台ニュータウン線、シーアイタウン線、真舟団地・君津中央病院線の運行ルート変更 ○馬来田線の短縮 ○かずさアカデミアパーク線、高倉線を統合し、高倉アカデミア線を新設 ○鴨川線の停留所の増設 ○太田循環線の延伸 ○市街地循環バスの実証運行 ○木更津市内循環線のダイヤ改正	路線バス利用者数	2,181,778人	B ・木更津市内循環線について、再編の検討が進んでいないものの、それ以外の路線バスの再編は終了しており、概ねの目標が達成されている。	・新型コロナウイルス感染症の影響による新たな生活様式の普及等に伴い路線バスの利用者数が減少に転じ、バス事業者の収益が悪化していることから、運行エリアにおいて路線バスが担う役割は維持しつつ、バスの運行効率をあげるため、バス路線の再編を促進する必要があります。 ・まちづくりの進展による需要の変化などに対応した路線バスの再編についても検討が必要です。 ・運転手の労働時間等の労働条件の向上を図るための改善が令和6年4月に適用される予定であり、全路線のダイヤの見直しにも対応する必要がある。
			2,128,843人（R4）		
			2,203,000人		
		公共交通に対する満足度	36.4%		
			42.6%（R4）		
			41.4%		
③主要交通結節点における円滑な乗換えダイヤの編成	＜主要交通結節点における円滑な乗換えダイヤの編成＞ ・平成30年度以降、以下の取組を実施している。 ○JR木更津駅、JR巖根駅、JR馬来田駅及び木更津金田バスターミナルにおいて円滑な乗り継ぎができるよう、ダイヤ改正時は事業者間で事前に情報共有を実施。 ○市は交通事業者に対して円滑な乗換えダイヤの編成を検討するよう促し、交通事業者は提供された情報を踏まえて検討している。	路線バス利用者数	2,181,778人	B ・市と事業者間で情報共有を継続して実施しており、概ねの目標が達成されている。	・路線バス利用者アンケートの結果によると、改善して欲しいサービスの上位に「鉄道との乗り継ぎ」が挙げられていることから、継続してダイヤの改善に取り組む必要があります。 ・これまで運行していた路線バスの運行効率をあげるため、集約拠点において乗り継ぎが生じるような再編を行う場合は、利用者の運賃負担が増えないよう乗継割引制度の導入等が必要です。 ・乗継割引制度の導入は、路線バスの利用を促す観点から必要です。
			2,128,843人（R4）		
			2,203,000人		
		公共交通に対する満足度	36.4%		
			42.6%（R4）		
			41.4%		

事業	取組状況	評価指標	現況値（H29）	事業評価	今後の課題
			実績値		
			目標値（R4）		
④高速バスの利便性向上	＜運行本数や乗降場所の増加＞ ・平成30年度に木更津－渋谷線、鴨川－渋谷線の新規運行を開始した。木更津金田バスターミナルにおける乗降も可能とした。 ・令和元年度に木更津－渋谷線の増便、鴨川－渋谷線の停留所増設、三井アウトレットパーク－渋谷線の運行を開始。 ・令和2年度に以下の運行本数や乗降場所の増加を実施。 ○君津－東京線：イオンモール富津への乗り入れ開始 ○鴨川－東京線：クルックフィールズ入口へ乗り入れ開始 ○三井アウトレットパーク木更津－王子線：運行開始 ○木更津－川崎線：減便 ○三井アウトレットパーク木更津－松戸線：運行開始 ・令和3年度に以下の運行本数や乗降場所の増加を実施。 ○木更津－東京線：新規停留所「龍宮城スパ・ホテル三日月」「海上自衛隊前」へ一部乗り入れ開始、「潮浜一丁目」停留所の廃止 ○君津BT-USJ線：運行開始 ○君津－羽田空港線、館山－羽田空港・横浜線：全便「木更津羽田野バスストップ」へ乗り入れ開始 ○木更津－東京線：新規停留所「鳥居崎海浜公園前」 ・令和4年度に以下の運行本数の増加を実施。 ○木更津－川崎線、木更津－品川線、木更津－横浜線：平日の木更津金田BT乗り入れ便の増 ○木更津－東京線、君津－東京線：「バスターミナル東京八重洲」オープンに伴うダイヤ改正	高速バス運行本数	266,189本	C ・新型コロナウイルス感染症の影響により、高速バス利用者数と運行本数は激減し、現在は回復途上である。 ・圏央道の県内全線開通などを踏まえ、引き続き、高速バスの利便性向上に向けた検討が必要となる。	・まちづくりの変化による需要変化などに対応して、新たな高速バス路線の検討や既存の高速バスの利便性向上策を検討する必要性がある。
			255,201本（R4）		
			現状より増加		
⑤木更津金田バスターミナルの機能強化	＜木更津金田バスターミナルへの乗入れ路線及び乗換え可能路線の増加＞ ・乗り入れ路線数は、鴨川～渋谷線（平成30年度）と君津BT～USJ線（令和3年度）の2路線が加わり、12路線となった。 ・乗換え可能路線数は、鴨川～渋谷線（平成30年）が加わり2路線となった。	高速バス乗入れ路線数	10路線	C ・新型コロナウイルス感染症の影響により、高速バス利用者数と運行本数は激減し、現在は回復途上である。	・高速バス利用者となり得る市民や来訪者のニーズを把握することが必要となる。
			12路線（R4）		
			13路線		
		高速バス乗換え可能路線数	1路線	・高速バス乗入れ路線数及び乗換え可能路線数は、概ねの目標が達成されており、引き続き、高速バスの利便性向上に向けた検討が必要となる。	
			2路線（R4）		
			2路線		

事業	取組状況	評価指標	現況値（H29）	事業評価	今後の課題																		
			実績値																				
			目標値（R4）																				
⑥ノンステップバス*・ワンステップバスの導入促進	＜ノンステップバス・ワンステップバスの導入＞ ・令和4年度は、 ○ノンステップバス及びワンステップバスの台数：95台 ○バス台数の合計：97台 ・導入率（各事業者のノンステップバス＋ワンステップバス所持台数÷所持台数）＝95÷97≒97.94%	ノンステップバス又はワンステップバス車両の導入率	84.2%	A ・目標は達成されている。	・引き続き、バス車両のバリアフリー化を進めることが必要となる。																		
			97.9%（R4）																				
			89.5%																				
⑦ユニバーサルデザインタクシー*の導入促進	＜ユニバーサルデザインタクシーの導入＞ ・木更津市内に本社または営業所があるタクシー会社及び木更津市内に配車しているタクシー会社計7社において導入されたユニバーサルデザインタクシーは、計画策定時の6台から令和4年度末の57台へ51台増加した。	ユニバーサルデザインタクシー車両の導入台数	6台	B ・72台の目標に対して、57台の導入となっている。	・引き続き、ユニバーサルデザインタクシーの導入を進めることが必要となる。																		
			57台（R4）																				
			72台																				
⑧JR巖根駅バリアフリー化の整備促進	＜JR巖根駅構内エレベーター設置＞ ・実施主体（鉄道事業者）の財源確保が困難となったことから、事業者から提示された東側への改札口新設へ実施内容を見直し、令和3年度に基礎調査を実施。 ＜岩根人道跨線橋エレベーター設置＞ ・令和3年度に詳細設計及び地質調査を実施。 ・令和4年度に工事着工。	JR 巖根駅構内へのエレベーター設置箇所数	—	D ・目標値達成は難しい状況にある。	・令和6年中には計画目標達成の見通しであるため、引き続き、事業を継続する。 ・バリアフリー化以外の利便性向上に向けた施策を検討し、事業者と協議を行う。																		
			0箇所（R4）																				
			2箇所																				
⑨ホスピタリティ*の推進	＜社内研修等の充実＞ <table><tr><td></td><td>H30</td><td>R元</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>バス事業者（3社計）</td><td>60回</td><td>42回</td><td>71回</td><td>94回</td><td>91回</td></tr><tr><td>タクシー事業者（5社計）</td><td>16回</td><td>4回</td><td>20回</td><td>17回</td><td>8回</td></tr></table>		H30	R元	R2	R3	R4	バス事業者（3社計）	60回	42回	71回	94回	91回	タクシー事業者（5社計）	16回	4回	20回	17回	8回	公共交通に対する満足度	36.4%	B ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により研修を開催しにくい状況であったものの、事業者ごとに工夫をして実施しており、概ねの目標が達成されている。	・バス運転手不足が進展しており、新たな対応が必要である。
			H30	R元	R2	R3	R4																
		バス事業者（3社計）	60回	42回	71回	94回	91回																
		タクシー事業者（5社計）	16回	4回	20回	17回	8回																
		42.6%（R4）																					
		41.4%																					
		交通事業者と連携した運転手募集に関する説明会開催回数	—																				
2回（R4）																							
5回																							
⑩公共交通総合マップの作成	＜公共交通総合マップの作成＞ ・公共交通の利用促進に向けて、木更津市全域及び近隣市における公共交通の状況、乗り方、運賃、ダイヤ等について分かりやすくとりまとめた公共交通マップを作成できるよう、他の地域の実例を収集した。 ・「暮らしの便利帳2022（市政要覧2022）」へバス路線案内図を掲載し、また、市ホームページを通じて積極的に運賃、ダイヤ改正等の発信を行った。		路線バスの認知度について「バスのことは何も知らない」の割合	7.5%	C ・公共交通総合マップの作成には至っていないものの、ホームページ等による情報発信により認知度は上昇している。	・ホームページ等を活用して、公共交通の認知度向上に向けて情報発信を行っていく。																	
		3.8%（R4）																					
		5.0%																					

事業	取組状況	評価指標	現況値（H29）	事業評価	今後の課題
			実績値		
			目標値（R4）		
⑪事業者との連携によるインセンティブ*付与	＜運賃割引券等の導入＞ ・イオンモール木更津で 1,000 円以上の買い物をした者を対象に割引券を発行、往復割引乗車券を販売、高速バスの乗車券と三井アウトレットパーク木更津の買い物券のセット販売、三井アウトレットパーク木更津への高速バス使用来客者に来場時にスタンプを付与し、買物券の発行などを実施した。	取組実施件数	2 件	B ・利用促進に向けた取組を継続的に行っており、概ねの目標が達成されている。	・利用促進の観点から引き続き、事業者と連携して、割引制度の検討及び発行を実施する。
			4 件（R4）		
			3 件		
⑫公共交通情報の提供活動の充実	＜公共交通情報の提供活動＞ ・交通事業者がホームページで掲載したダイヤ改正や新規運行路線等の情報について、市ホームページでも情報発信するよう、随時更新を実施。 ・地域のフリーマガジンに高速バスの路線図・時刻表を掲載。市の広報紙に路線バスの利用を促す記事を掲載。	路線バスの認知度について「バスのことは何も知らない」の割合	7.5%	B ・認知度は上昇している。	・ホームページ等を活用して、公共交通の認知度向上に向けて情報発信を行っていく。
			3.8%（R4）		
			5.0%		
⑬モビリティ・マネジメントの推進	＜モビリティ・マネジメントの実施＞ ・木更津市立小学校児童を対象に、「路線バスの乗り方教室」を実施。（令和元年度：東清小、令和3年度：西清小、令和4年度：南清小） ・かずさアカデミアパークの街づくり協議会及び企業社員に対してモビリティ・マネジメントに関する講演を実施。（令和元年度） ＜木更津市職員によるエコ通勤の推進＞ ・市職員を対象に公共交通や自転車・徒歩による通勤を促す「エコ通勤チャレンジ」を実施。（令和4年度）	公共交通に関するイベントや説明会等の実施回数	1 回	B ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一部で実施できず、目標値達成に至らなかった。	・木更津市主催イベント開催時に路線バスの乗り方教室を行うなど、対象者の拡大や実施方法を工夫し、継続的に実施する。
			5 回（R4）		
			6 回		
		「今後、自家用車にあまり頼らない生活をするか」について「そう思う」の割合	18.8%		
			28.2%（R4）		
			23.8%		
⑭交通機関における多言語標記の整備検討	＜案内板等の多言語標記化＞ ・案内所、バス停留所、車両、パンフレットなどの整備を進めた。	公共交通に対する満足度	36.4%	A ・満足度は上昇している。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い強化されていた政府の水際対策が大幅に緩和され、今後、訪日外国人旅行者数の増加が見込まれること、後述する人口推移の結果によると、市内に居住する外国人の数が増加傾向にあることから、継続して案内看板等の多言語化などに取り組む必要があります。
			42.6%（R4）		
			41.4%		
⑮地域協働による公共交通維持に向けた仕組みづくり	＜地域協働による仕組みづくり＞ ・新たな交通システムの導入に向けた仕組みづくりを検討するため協議を行った他、路線バスを再編するための協議等を行った。 ○協議を行った地区数 ・令和4年度： 1 地区 ・令和3年度： 8 地区 ・令和2年度： 2 地区 ・令和元年度： 1 1 地区 ・平成30年度： 3 地区	仕組みづくりの検討のための協議回数	—	C ・主に「新たな交通システムの導入」のための仕組みづくりを考えていたが、新たな交通システムを導入したのは富来田地区のふくちゃんバスのみである。	・地域協働による公共交通の維持に向けて、地域との協議やニーズ把握を継続する。 ・新たな交通システムの導入に向け、基本的な考え方の整理が必要である。
			25 回（R4）		
			20 回		

議案第1号

参考資料

目次

- (1)木更津市地域公共交通網形成計画 実施事業の概要 ……P.1
- (2) // 各事業に対する評価指標 …P.9
- (3)【参考】事業評価シート(令和 4 年度実施分) ……P.10

(1) 木更津市地域公共交通網形成計画 実施事業の概要

計画の目標を達成するために行った各事業を以下に示します。

基本方針1 地域特性に応じた公共交通ネットワークの構築	
計画目標①	多様な主体との連携・協働による地域公共交通の仕組みを構築し、地域の需要に応じた新たな交通システムを導入する。
事業1	まちづくり協議会・NPO法人等による新たな交通システムの導入
取組内容	【交通不便地域における新たな交通システムの導入】 ◆鎌足地区、金田地区、富来田地区等の新たな交通システムに対するニーズが高い地域において、市民の生活の足の確保や、基幹交通軸及び幹線軸を活用するための補助的な交通システム（支線軸）としての役割を中心とした、地域主体による新たな交通システムの導入を推進します。併せて、後継者の確保や資金面の工夫等の点を踏まえた仕組み作りを推進します。 ◆新たな交通システムの導入にあたっては、市民・交通事業者・関係事業者・行政が連携しながら、地域検討組織の立ち上げ、運行実証実験計画の検討・作成を行い、実証実験から本格運行へ進めることを目指します。 【参考資料】事業名：自治会バスベレッサ号（福岡県小郡市） 1. 事業の目的 平成21年（2009年）9月に経営赤字を理由に民間路線バスが廃止になったことを受け、地域の力で高齢者を中心とする交通弱者の移動手段を確保する目的で事業開始。 2. 事業の実施主体 自治会バス運行協議会－美鈴が丘・希みが丘両区の住民で組織（のぞみが丘小学校区）自治会バス運行協議会には、両区の公民館長、区長をはじめ、他地域住民が参加しており、定期的に自治会バスの運営会議を実施している。 3. 連携、協力機関・団体 ①筑紫野ベレッサ（大型商業施設・企業）、②小郡市（行政） 大型商業施設「ベレッサ」より車両を市に寄贈。寄贈された車両を運営協議会へ無償貸与し、公用車両ということで燃料費、保険費用を小郡市が支出。  資料：福岡県小郡市 自治会バス
実施主体	市民、交通事業者、関係事業者、木更津市

※関係事業者：交通事業者以外のNPO法人、民間企業、関係団体 等

基本方針 1 地域特性に応じた公共交通ネットワークの構築	
計画目標②	移動ニーズを踏まえた路線バスの再編及び異なる交通機関や複数の路線などとの乗り継ぎに配慮したダイヤ編成等を行う。
事業 2	集約拠点を軸としたバス路線の再編
取組内容	【バス路線の再編】 ◆「地域公共交通ネットワークの見直しの方針（P5）」に基づき、集約拠点間を結ぶネットワークを形成するためのバス路線の再編を推進します。 ◆「地域公共交通ネットワークの再構築の基本的な考え方（P5）」及び「再編を主に検討する路線の見直しの考え方（P6）」に基づき、馬来田線や中郷・富岡線等の長大化しているバス路線等の再編を推進します。 ◆バス路線の再編にあたっては、新たな交通システムを考慮し、利用需要に合ったルートとするため、地域のスーパーや病院等の目的地を考慮した上で検討をしていきます。
実施主体	交通事業者、木更津市

基本方針1 地域特性に応じた公共交通ネットワークの構築	
計画目標②	移動ニーズを踏まえた路線バスの再編及び異なる交通機関や複数の路線などとの乗り継ぎに配慮したダイヤ編成等を行う。
事業3	主要交通結節点における円滑な接続の推進
取組内容	【主要交通結節点における円滑な乗換えダイヤの編成】 ◆主要交通結節点である「JR 木更津駅」、「JR 巖根駅」、「JR 馬来田駅」及び「木更津金田バスターミナル」において、バスからの円滑な乗換えを目的とした路線バスのダイヤ編成を推進します。 ◆JR 馬来田駅については、新たな交通システムの運行と鉄道ダイヤとの関係を考慮し、JR 久留里線の利用促進につなげることを目指します。  JR 馬来田駅
実施主体	交通事業者、木更津市

基本方針2 高速バスネットワークの利便性向上	
計画目標③	利用しやすい高速バスの運行体系の構築及び木更津金田バスターミナル（チバスタアクア金田）の機能強化を図る。
事業4	高速バスの利便性向上
取組内容	【運行本数や乗降場所の増加】 ◆高速バス運行の速達性を考慮した、市内における乗降場所の増加や運行本数の増加を推進し、高速バスの利便性の向上を図ります。 【道の駅（木更津 うまくたの里）への乗入れ】 ◆首都圏中央連絡自動車道の木更津東インターチェンジと国道410号が接続する近接地に整備された道の駅（木更津 うまくたの里）への高速バスの乗入れを推進します。  道の駅（木更津 うまくたの里）
実施主体	交通事業者、木更津市

基本方針2 高速バスネットワークの利便性向上	
計画目標③	利用しやすい高速バスの運行体系の構築及び木更津金田バスターミナル（チバスタアクア金田）の機能強化を図る。
事業5	木更津金田バスターミナル（チバスタアクア金田）の機能強化
取組内容	【木更津金田バスターミナル（チバスタアクア金田）への乗入れ路線及び乗換え可能路線の増加】 ◆木更津金田バスターミナルへの高速バスの乗入れ路線の増加、乗換え可能路線の増加（ハブ化）を進め、高速バスネットワークの拠点施設としての機能強化を図ります。 なお、機能強化にあたっては、区画整理事業等のまちづくりと一体となった拠点となるよう、関係事業者・庁内関係部署等との連携を図りつつ取り組みます。
実施主体	交通事業者、木更津市



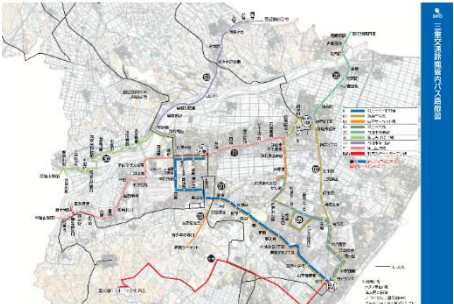
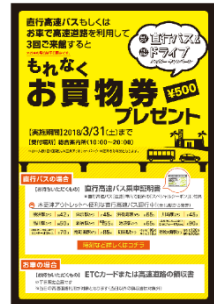
案内板（全体図）

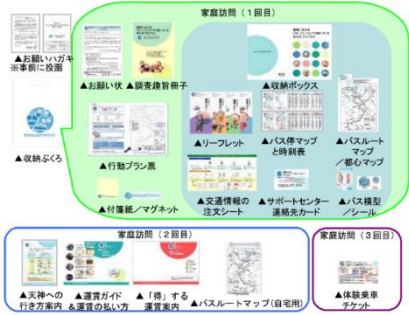
資料：きさらづレポート HP

基本方針3 誰もが利用しやすい公共交通サービスの構築	
計画目標④	高齢者・障害者などの移動制約者の負担を軽減するための公共交通機関のバリアフリー化を促進する。
事業6	ノンステップバス・ワンステップバスの導入促進
取組内容	【ノンステップバス・ワンステップバスの導入】 ◆高齢者・障害者などの移動制約者の負担を軽減するため、ノンステップバス又はワンステップバスの導入を促進します。
 ・ステップに段差がなく、高齢者、妊婦、子どもの乗降が楽になった。 ・車いす利用が可能になった。 	
実施主体	交通事業者

資料：国土交通省 HP

基本方針3 誰もが利用しやすい公共交通サービスの構築	
計画目標④	高齢者・障害者などの移動制約者の負担を軽減するための公共交通機関のバリアフリー化を促進する。
事業7	ユニバーサルデザインタクシーの導入促進
取組内容	【ユニバーサルデザインタクシーの導入】 ◆高齢者・障害者などの移動制約者の負担を軽減するため、ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進します。  ユニバーサルデザインタクシー 資料：かずさ交通株式会社 ※ユニバーサルデザインタクシーとは、健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい“みんなにやさしい新しいタクシー車両”であり、誰もが普通に使える一般のタクシーです。
実施主体	交通事業者
事業8	JR 巖根駅バリアフリー化の整備促進
取組内容	【JR 巖根駅バリアフリー化】 ◆岩根地区の交通結節点となる JR 巖根駅において、高齢者・障害者などの移動制約者の負担を軽減するため、駅構内へエレベーターを設置することにより、バリアフリー化の整備を促進します。  資料：木更津市都市計画マスタープラン
実施主体	交通事業者、木更津市

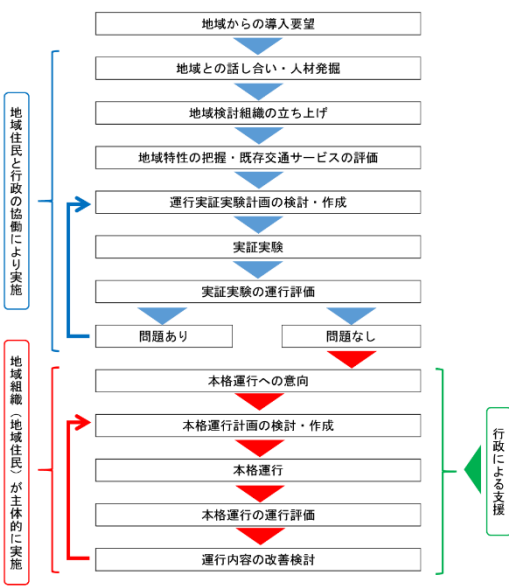
基本方針3 誰もが利用しやすい公共交通サービスの構築	
計画目標⑤	新たな公共交通利用者の獲得を見据えた、多方面に渡る利用しやすい公共交通環境を整備する。
事業9	ホスピタリティの推進
取組内容	【社内研修等の充実】 ◆バス運転手やタクシー運転手の接客マナーの向上、乗客に配慮した安全運転の徹底、認知症の方への対応などのホスピタリティを推進するため、社内研修等の一層の充実に取り組みます。 【運転手募集支援の実施】 ◆広報紙への運転手募集記事の掲載や交通事業者と連携した運転手募集に関する説明会を実施し、バス、タクシー等の人材不足の解消の支援を行います。
実施主体	交通事業者、木更津市
事業10	公共交通総合マップの作成
取組内容	【公共交通総合マップの作成】 ◆市民が公共交通機関を身近に感じ、必要な情報を適切に収集できるよう公共交通総合マップの作成を行います。作成にあたっては、模式的な路線図ではなく、現状の道路網や地形を記載した地図に具体的な路線及びバス停位置を記載し、誰もがわかりやすく使いやすいものとします。  資料：鈴鹿市 HP 三重交通鈴鹿管内バス路線図
実施主体	交通事業者、木更津市
事業11	事業者との連携によるインセンティブ付与
取組内容	【運賃割引券等の導入】 ◆小売業者や交通事業者等との連携により、買物を行った方への運賃割引券の導入や、その他の形態の割引制度の導入を促進します。  イオンモール木更津の取組事例 資料：イオンモール木更津 HP  三井アウトレットパーク木更津の取組事例 資料：三井アウトレットパーク木更津 HP
実施主体	交通事業者、関係事業者、木更津市

基本方針4 わかりやすい情報提供と市民や企業等の意識の醸成	
計画目標⑥	継続的な啓発活動及び市民や企業等に対してのモビリティ・マネジメント等を実施し、公共交通に関する意識の醸成を図る。
事業12	公共交通情報の提供活動の充実
取組内容	【公共交通情報の提供活動】 ◆市ホームページや広報紙、フリーペーパーなどによるダイヤ・運行ルートの周知を継続的に行うとともに、路線バスの利用実態、沿線の観光情報なども提供していきます。特に広報紙では、公共交通に関する特集を市民にわかりやすく・親しみが持てるように内容を工夫し、大きな紙面で掲載するよう努めます。  広報紙への掲載  公共交通に関するリーフレットの発行
実施主体	交通事業者、木更津市
事業13	モビリティ・マネジメントの推進
取組内容	【モビリティ・マネジメントの実施】 ◆学校などにおける路線バスの乗り方教室や、企業における通勤での公共交通の積極的な利用等の、市民一人ひとりの公共交通に関する意識の醸成を図るための「モビリティ・マネジメント」を、学校・企業と連携し、実施します。 なお、実施の際には、渋滞問題や環境問題等、自家用車での移動が中心となった社会が引き起こす様々な問題について、身近なものを例示し、具体的にイメージができるように努めます。  路線バスの乗り方教室風景 (平成29年(2017年)12月12日に 木更津第二小学校四年生を対象に開催)  モビリティ・マネジメントにて使用する資料等 資料：国土交通省HP モビリティ・マネジメント 【木更津市職員によるエコ通勤（公共交通利用による通勤）の推進】 ◆通勤時における公共交通機関の利用を促進するにあたり、木更津市職員によるエコ通勤（公共交通利用による通勤）を推進します。
実施主体	交通事業者、関係事業者、木更津市

基本方針4 わかりやすい情報提供と市民や企業等の意識の醸成

計画目標⑥	継続的な啓発活動及び市民や企業等に対してのモビリティ・マネジメント等を実施し、公共交通に関する意識の醸成を図る。
事業14	交通機関における多言語標記の整備検討
取組内容	【案内板等の多言語標記化】 ◆外国人観光客に対してわかりやすく使いやすい公共交通機関とするため、公共交通に関する案内看板などを多言語標記に改善することを検討します。 【事例】成田地域 (9) 成田地域(千葉県)  【事例】草津地域 (11) 草津地域(群馬県)  資料：国土交通省HP
実施主体	交通事業者、木更津市

基本方針5 協働の仕組みづくり

計画目標⑦	市民・交通事業者・関係事業者・行政の連携強化を図り、持続可能な公共交通網の構築に向けた戦略的な施策を展開する。
事業15	地域協働による公共交通維持に向けた仕組みづくり
取組内容	【地域協働による仕組みづくり】 ◆新たな交通システムの導入にあたっては、ニーズの高い地域において、本計画の方針に基づき、以下のフローに示すように、市民・交通事業者・関係事業者・行政が連携しながら、導入に向けた検討を行います。 ◆市民との連携強化を図るため、まちづくり協議会・区長会等に対して公共交通に関する情報提供を定期的に行います。  図 新たな交通システム導入フロー(例)
実施主体	市民、交通事業者、関係事業者、木更津市

■ (2)各事業に対する評価指標の設定

事業	評価指標	現況値 (平成 29 年度 (2017 年度))	目標値 (平成 34 年度 (2022 年度))
事業 1 まちづくり協議会・NPO 法人等による新たな交通 システムの導入	導入件数	1 件	4 件
事業 2 集約拠点を軸としたバス 路線の再編	路線バス利用者数	2,181,778 人	2,203,000 人
	公共交通に対する 満足度	36.4%	41.4%
事業 3 主要交通結節点において の円滑な接続の推進	路線バス利用者数 (再掲)	2,181,778 人	2,203,000 人
	公共交通に対する 満足度 (再掲)	36.4%	41.4%
事業 4 高速バスの利便性向上	高速バス運行本数	266,189 本	現状より増加
事業 5 木更津金田バスターミナ ル (チバスタアキラ金田) の機能強化	高速バス乗入れ 路線数	10 路線	13 路線
	高速バス乗換え可能路線数	1 路線	2 路線
事業 6 ノンステップバス・ワン ステップバスの導入促進	ノンステップバス又はワン ステップバス車両の導入率	84.2%	89.5%
事業 7 ユニバーサルデザインタ クシーの導入促進	ユニバーサルデザインタク シー車両の導入台数	6 台	72 台
事業 8 JR 巖根駅バリアフリー化 の整備促進	JR 巖根駅構内への エレベーター設置箇所数	—	2 箇所
事業 9 ホスピタリティの推進	公共交通に対する 満足度 (再掲)	36.4%	41.4%
	交通事業者と連携した運転手 募集に関する説明会開催回数	—	5 回
事業 10 公共交通総合マップの 作成	「路線バス (高速バスを除 く) の認知度」について「バ スのことは何も知らない」の 割合	7.5%	5.0%
事業 11 事業者との連携による インセンティブ付与	取組実施件数	2 件	3 件
事業 12 公共交通情報の提供活 動の充実	「路線バス (高速バスを除 く) の認知度」について「バ スのことは何も知らない」の 割合 (再掲)	7.5%	5.0%
事業 13 モビリティ・マネジメ ントの推進	公共交通に関するイベントや 説明会等の実施回数	1 回	6 回
	「今後、自家用車にあまり頼 らない生活にするか」につい て「そう思う」の割合	18.8%	23.8%
事業 14 交通機関における多言 語標記の整備検討	公共交通に対する 満足度 (再掲)	36.4%	41.4%
事業 15 地域協働による公共交 通維持に向けた仕組み づくり	仕組みづくりの検討のための 協議回数	—	20 回

※目標値は事業者の計画や他市町村の事例等を基に設定しています。

■(3)【参考】事業評価シート（令和4年度実施分）

木更津市地域公共交通網形成計画の評価（進行管理）について

■評価について

(1)評価指標に対する評価

各事業の評価指標の進捗度については、以下の3段階を設定します。

「A」…目標を達成した。

「B」…目標達成に向けて概ね計画のとおり実施した。

「C」…事業の見直し等、事業内容や実施時期等の変更を要する。

(2)事業に対する評価

各事業の計画目標の評価に対しては、以下の4段階を設定します。

「A」…目標を達成している。

「B」…概ね目標の達成が見込まれる。

「C」…目標達成に向けて、一部課題がある。

「D」…このままでは目標達成が困難である。

■評価スケジュール（木更津市地域公共交通網形成計画 P.104-105）

以下の評価方法及び実施主体により、評価を実施します。

事業		評価指標	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	備考
1	まちづくり協議会・NPO法人等による新たな交通システムの導入	導入件数	-	-	●	●	●	市民等が主体となって導入に取り組み、木更津市が導入状況を整理する。
2	集約拠点を軸としたバス路線の再編	路線バス利用者数	-	-	●	●	●	交通事業者が利用者数を調査し、木更津市が動向を整理する。
		公共交通に対する満足度	-	-	-	-	●	木更津市が市民アンケート調査を行い、公共交通に関する「満足度」を整理する。

■評価スケジュール(木更津市地域公共交通網形成計画 P.104-105)

以下の評価方法及び実施主体により、評価を実施します。

事業		評価指標	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	備考
3	主要交通結節点においての円滑な接続の推進	路線バス利用者数（再掲）	-	-	●	●	●	交通事業者が利用者数を調査し、木更津市が動向を整理する。
		公共交通に対する満足度（再掲）	-	-	-	-	●	木更津市が市民アンケート調査を行い、公共交通に関する「満足度」を整理する。
4	高速バスの利便性向上	高速バス運行本数	●	●	●	●	●	交通事業者が運行本数を調査し、木更津市が動向を整理する。
5	木更津金田バスターミナル（チバスタアクア金田）の機能強化	高速バス乗入れ路線数	●	●	●	●	●	交通事業者が乗入れ路線数を調査し、木更津市が動向を整理する。
		高速バス乗換え可能路線数	●	●	●	●	●	交通事業者が乗換え可能路線数を調査し、木更津市が動向を整理する。
6	ノンステップバス・ワンステップバスの導入促進	ノンステップバス又はワンステップバス車両の導入率	●	●	●	●	●	交通事業者が導入数を調査し、木更津市が動向を整理する。
7	ユニバーサルデザインタクシーの導入促進	ユニバーサルデザインタクシー車両の導入台数	●	●	●	●	●	交通事業者が導入数を調査し、木更津市が動向を整理する。
8	JR巖根駅バリアフリー化の整備促進	JR巖根駅構内へのエレベーター設置箇所数	-	-	●	-	-	木更津市が設置数を整理する。

■評価スケジュール(木更津市地域公共交通網形成計画 P.104-105)

以下の評価方法及び実施主体により、評価を実施します。

事業		評価指標	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	備考
9	ホスピタリティの推進	公共交通に対する満足度(再掲)	-	-	-	-	●	木更津市が市民アンケート調査を行い、公共交通に関する「満足度」を整理する。
		交通事業者と連携した運転手募集に関する説明会開催回数	●	●	●	●	●	木更津市が開催回数を整理する。
10	公共交通総合マップの作成	「路線バス(高速バスを除く)の認知度」について「バスのことは何も知らない」の割合	-	-	-	-	●	木更津市が作成の有無を整理する。
11	事業者との連携によるインセンティブ付与	取組実施件数	-	●	●	●	●	交通事業者等が取組件数を調査し、木更津市が動向を整理する。
12	公共交通情報の提供活動の充実	「路線バス(高速バスを除く)の認知度」について「バスのことは何も知らない」の割合(再掲)	-	-	-	-	●	木更津市が市民アンケート調査を行い、公共交通に関する「認知度」を整理する。
13	モビリティ・マネジメントの推進	公共交通に関するイベントや説明会等の実施回数	●	●	●	●	●	木更津市が開催回数を整理する。
		「今後、自家用車にあまり頼らない生活にするか」について「そう思う」の割合	-	-	-	-	●	木更津市が市民アンケート調査を行い、公共交通に関する「自家用車利用意識」を整理する。

■評価スケジュール(木更津市地域公共交通網形成計画 P.104-105)

以下の評価方法及び実施主体により、評価を実施します。

事業		評価指標	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	備考
14	交通機関における多言語標記の整備検討	公共交通に対する満足度(再掲)	-	-	-	-	●	木更津市が市民アンケート調査を行い、公共交通に関する「満足度」を整理する。
15	地域協働による公共交通維持に向けた仕組みづくり	仕組みづくりの検討のための協議回数	●	●	●	●	●	市民・交通事業者・関係事業者・木更津市が一体となって協議を行い、木更津市が協議回数を整理する。

※網掛け部分は事業実施のスケジュールにおける検討期間又は終了後となります。

木更津市公共交通網形成計画 事業評価シート (令和 4 年度実施分)

基本方針1	地域特性に応じた公共交通ネットワークの構築								
計画目標①	多様な主体との連携・協働による地域公共交通の仕組みを構築し、地域の需要に応じた新たな交通システムを導入する。								
事業1	まちづくり協議会・NPO法人等による新たな交通システムの導入								
実施主体				実施年次					
木更津市	交通事業者	市民 (地域住民)	その他 関係事業者	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	
○	○	○	○	検討・実証運行		適宜本格運行			
取組状況									
【交通不便地域における新たな交通システムの導入】 令和2年3月に策定した再編実施計画にて、富来田地区、鎌足地区の2地区について取り組むこととしています。 ○令和4年度の地域協議等の状況 ・富来田地区 令和2年7月1日から実証運行を開始した自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)を、令和3年7月1日から一部運行内容を見直して、本格運行に移行しました。 ・鎌足地区 タクシー事業者及びバス事業者と協議を進め、予約(デマンド)による区域運行型輸送サービスを基本に検討を進めましたが、資金面や運行内容、担い手に関する課題が表出しています。引き続き運行サービスや運行体制等について、協議・検討・調整をしていきます。 (参考) ・金田地区については、令和2年1月に実施した新たな交通システムに関するアンケートの結果、網形成計画策定当時と比較し、土地区画整理事業の進展により地域の生活環境も変化していることや、地区内に開業した病院が通院のための送迎車を運行していること等から、新たな交通システムの導入については、まちづくりの進展を見据え検討を行いたいとの地域の意向があり、協議を見合わせることにしました。									
評価指標(※評価スケジュールに該当しない年度は－)									
導入件数 (件)	目標値(R4)	4			目安値	進捗度			
	計画策定時	1							
	平成30年 2018	－			－	－			
	令和元年度 2019	－			－	－			
	令和2年度 2020	2			2	A			
	令和3年度 2021	2			3	C			
	令和4年度 2022	2			4	C			
達成の見通しと今後の方針									
鎌足地区において、新たな交通システム導入に向けた検討を行っていましたが、令和4年度内に導入することができず、計画期間内の目標値達成はなりません。 今後も、鎌足地区での導入に向けた検討を進めるとともに、富来田地区で開始された自家用有償旅客運送について、需要や運行上の問題点などを確認し、関係者で連携して解決を図りながら持続可能な運行を目指します。									
事業評価									
C	一部課題等があり、目標達成には至らなかった								
新たな交通システムの導入が1地区にとどまっており、導入地区増加に向け課題解決を図る必要があります。									

木更津市公共交通網形成計画 事業評価シート (令和 4 年度実施分)

基本方針1	地域特性に応じた公共交通ネットワークの構築							
計画目標②	移動ニーズを踏まえた路線バスの再編及び異なる交通機関や複数の路線などとの乗り継ぎに配慮したダイヤ編成等を行う。							
事業2	集約拠点を軸としたバス路線の再編							
実施主体				実施年次				
木更津市	交通事業者	市民 (地域住民)	その他 関係事業者	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022
○	○			検討		適宜実施		
取組状況								
【バス路線の再編】以下の通り再編を行いました。								
(1)太田循環線の延伸 令和3年10月にかずさアカデミアパーク線、高倉線を統合したことに伴い、運行ルートの変更とダイヤの改正を行いました。 ※JRのダイヤの改正をふまえ、令和4年4月1日から実施しました。								
(2)市街地循環バスの実証運行 再編実施計画に定めた市街地循環バスの導入について、令和4年11月1日から令和5年1月31日までの3カ月間の実証運行を行い、運行によって得られた移動ニーズ・課題等を踏まえ、今後の本格運行に向けた検討や、既存の路線バスの再編に繋げるよう、交通事業者と協議を続けています。								
(3)木更津市内循環線のダイヤ改正 上り、下り線共に午前中の増便と午後の減便するダイヤ改正を行った。(令和4年11月11日)								
評価指標(※評価スケジュールに該当しない年度は－)								
路線バス利用者数 (人) (前年10月～9月)	目標値(R4)	2,203,000					目安値	進捗度
	計画策定時	2,181,778						
	平成30年 2018	－					－	－
	令和元年度 2019	－					－	－
	令和2年度 2020	1,943,112					2,188,852	B
	令和3年度 2021	1,936,088					2,195,926	B
	令和4年度 2022	2,128,843					2,203,000	B
公共交通に対する 満足度 (%)	目標値(R4)	41.4					目安値	進捗度
	計画策定時	36.4						
	平成30年 2018	－					－	－
	令和元年度 2019	－					－	－
	令和2年度 2020	－					－	－
	令和3年度 2021	－					－	－
	令和4年度 2022	72.6					41.4	A
達成の見通しと今後の方針								
・2019年12月下旬に発生した新型コロナウイルスの世界的なまん延による緊急事態宣言の発令等の影響により、路線バス利用者は減少しました。変貌する時代と新たな需要に合わせた見直しや利用促進策を今後も検討していく必要があります。(参考:令和元年度は2,504,019人) ・自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、拘束時間、休憩時間等の基準を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が令和6年4月から適用される予定であり、全路線のダイヤの見直しにも対応する必要がある。								
事業評価								
B	概ね目標を達成することができた							

木更津市公共交通網形成計画 事業評価シート (令和 4 年度実施分)

基本方針1	地域特性に応じた公共交通ネットワークの構築							
計画目標②	移動ニーズを踏まえた路線バスの再編及び異なる交通機関や複数の路線などとの乗り継ぎに配慮したダイヤ編成等を行う。							
事業3	主要交通結節点における円滑な接続の推進							
実施主体				実施年次				
木更津市	交通事業者	市民 (地域住民)	その他 関係事業者	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022
○	○			検討		適宜実施		
取組状況								
【主要交通結節点における円滑な乗換えダイヤの編成】								
主要交通結節点である「JR木更津駅」、「JR巖根駅」、「JR馬来田駅」及び「木更津金田バスターミナル」において円滑な乗り継ぎができるよう、ダイヤ改正時は事業者間で事前に情報共有を行なっています。								
市は交通事業者に対して円滑な乗換えダイヤの編成を検討するよう促し、交通事業者は提供された情報を踏まえて検討しています。								
(参考)								
令和5年3月18日のダイヤ改正では、内房線の千倉行き最終列車の館山行きへの変更および、館山駅から千倉駅間での終電時刻の繰上げが行われ、さらに、久留里線の平日の朝・夕夜間帯の編成両数の見直しがありましたが、本市内の各駅へのバスとの接続については影響がありませんでした。								
評価指標(※評価スケジュールに該当しない年度は－)								
路線バス利用者数 (人) (再掲) (前年10月～9月)	目標値(R4)	2,203,000					目安値	進捗度
	計画策定時	2,181,778						
	平成30年 2018	－					－	－
	令和元年度 2019	－					－	－
	令和2年度 2020	1,943,112					2,188,852	B
	令和3年度 2021	1,936,088					2,195,926	B
	令和4年度 2022	2,128,843					2,203,000	B
公共交通に対する 満足度 (%) (再掲)	目標値(R4)	41.4					目安値	進捗度
	計画策定時	36.4						
	平成30年 2018	－					－	－
	令和元年度 2019	－					－	－
	令和2年度 2020	－					－	－
	令和3年度 2021	－					－	－
	令和4年度 2022	72.6					41.4	A
達成の見通しと今後の方針								
・2019年12月下旬に発生した新型コロナウイルスの世界的なまん延による緊急事態宣言の発令等の影響により、路線バス利用者は減少しました。変貌する時代と新たな需要に合わせた見直しや利用促進策を今後も検討していく必要があります。(参考:令和元年度は2,504,019人)								
・引き続きJRの時刻改正を踏まえた円滑な乗換えダイヤの編成に取り組みます。								
・金田バスターミナルについては、高速・路線バスの乗り入れ便の増加と合わせて検討します。								
事業評価								
B	概ね目標を達成することができた							

木更津市公共交通網形成計画 事業評価シート (令和 4 年度実施分)

基本方針2	高速バスネットワークの利便性向上								
計画目標③	利用しやすい高速バスの運行体系の構築及び木更津金田バスターミナル(チバスタアクア金田)の機能強化を図る。								
事業4	高速バスの利便性向上								
実施主体					実施年次				
木更津市	交通事業者	市民 (地域住民)	その他 関係事業者	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	
○	○				可能な段階で実施				
取組状況									
【運行本数や乗降場所の増加】 ◎ダイヤ改正の内容 ○令和4年7月19日(火) ・木更津-川崎線、木更津-品川線、木更津-横浜線：平日の木更津金田BT乗り入れ便の増 「木更津-川崎線」上り7便増、下り7便増 「木更津-品川線」上り2便増、下り1便増 「木更津-横浜線」上り2便増、下り4便増 ○令和4年7月19日(火) 東京ミッドタウン八重洲内地下「バスターミナル東京八重洲」オープンに伴うダイヤ改正 ・木更津東京線 【平日】上り28便 から 30便へ 2便増加 下り28便 から 30便へ // 【土休日】上り23便 から 28便へ 5便増加 下り24便 から 28便へ 4便増加 ・君津東京線 【平日】上り60便 から 58便へ 2便減少 下り55便 から 53便へ // 【土休日】上り48便 から 52便へ 4便増加 下り48便 から 52便へ // (参考:計画運休の実施) ○新型コロナウイルスによる大幅な需要減少により、各路線で計画運休を実施しました。									
評価指標(※評価スケジュールに該当しない年度は－)									
高速バス運行本数 (本) (4月～3月)	目標値(R4)	現状より増加			目安値	進捗度			
	計画策定時	266,189							
	平成30年 2018	295,685			266,190	A			
	令和元年度 2019	303,452			266,190	A			
	令和2年度 2020	241,342			266,190	C			
	令和3年度 2021	243,043			266,190	C			
	令和4年度 2022	255,201			266,190	C			
達成の見通しと今後の方針									
・2019年12月下旬に発生した新型コロナウイルスの世界的なまん延による緊急事態宣言の発令等の影響により、高速バス利用者は激減し、路線維持のため計画運休を実施したことから、運行本数は減少しました。変貌する時代と新たな需要に合わせた見直しや利用促進策を今後も検討していく必要があります。									
事業評価									
C	一部課題等があり、目標達成には至らなかった								
・道の駅への乗入れについては、平成30年度に実施した茂原駅～三井アウトレットパーク木更津の高速バス実証運行の利用者数及び収支に関する課題や、令和6年度に予定されている圏央道の県内全線開通を踏まえ、様々な制度や既存の高速バスの活用と需要を確認し、実現に向けて事業者や関係市町とともに検討していく必要があります。									

木更津市公共交通網形成計画 事業評価シート (令和 4 年度実施分)

基本方針2	高速バスネットワークの利便性向上							
計画目標③	利用しやすい高速バスの運行体系の構築及び木更津金田バスターミナル(チバスタアクア金田)の機能強化を図る。							
事業5	木更津金田バスターミナル(チバスタアクア金田)の機能強化							
実施主体				実施年次				
木更津市	交通事業者	市民 (地域住民)	その他 関係事業者	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022
○	○				可能な段階で実施			
取組状況								
【木更津金田バスターミナル(チバスタアクア金田)への乗入れ路線及び乗換え可能路線の増加】 コストホールセールジャパン(株)本社の金田移転に伴い、木更津金田バスターミナルへの乗入れ路線路線数及び 運行本数が増加となり、乗換え可能な運行形態の実現に向け、市から交通事業者へ要請しました。								
なお、令和4年度は木更津金田バスターミナルで乗換え可能路線の増加はありませんでした。								
(参考) ・木更津金田バスターミナルに乗入れをしている高速バス:12路線 「木更津-東京線」、「君津-東京線」、「鴨川-東京線」、「安房小湊・御宿・勝浦-東京線」、「木更津-品川線」、「木更津-新宿線」、「木更津-羽田空港線」、「木更津-川崎線」、「木更津-横浜線」、「木更津-成田空港線」、「鴨川-渋谷線」、「君津BT-USJ線」 ・木更津金田バスターミナルで乗換え可能な高速バス:2路線 「鴨川-東京線」、「鴨川-渋谷線」								
評価指標(※評価スケジュールに該当しない年度は－)								
高速バス乗入れ 路線数 (路線)	目標値(R4)	13				目安値	進捗度	
	計画策定時	10						
	平成30年 2018	11				10	A	
	令和元年度 2019	11				11	A	
	令和2年度 2020	11				11	A	
	令和3年度 2021	12				12	A	
	令和4年度 2022	12				13	A	
高速バス乗換え可能 路線数 (路線)	目標値(R4)	2				目安値	進捗度	
	計画策定時	1						
	平成30年 2018	2				2	A	
	令和元年度 2019	2				2	A	
	令和2年度 2020	2				2	A	
	令和3年度 2021	2				2	A	
	令和4年度 2022	2				2	A	
達成の見通しと今後の方針								
高速バス乗入れ路線数については、目安値を達成することができましたが、今後も利用者のニーズを把握し、特に勝浦など遠方の便について木更津金田バスターミナルで乗降可能とするなど、利便性の向上を目指します。								
事業評価								
C	一部課題等があり、目標達成には至らなかった							
・新型コロナウイルスの影響により高速バス利用者が激減していることから、状況に合わせた見直しや 需要喚起策を講じる必要があります。 ・木更津金田バスターミナル付近の交通渋滞が円滑なバスの運行を妨げており、これが乗入れ便数の 減少につながっております。渋滞緩和に向けては、国・県・高速道路会社・警察・関係市・商工会・交通事 業者で組織する、アクアライン周辺道路交通円滑化プロジェクトチーム会議にて木更津金田バスターミ ナル周辺道路の渋滞緩和に向けて協議を行っており、今年度は会議は2回開催する予定でしたが、新 型コロナウイルス感染症の影響により、1回のみの開催となりました。								

木更津市公共交通網形成計画 事業評価シート (令和 4 年度実施分)

基本方針3	誰もが利用しやすい公共交通サービスの構築								
計画目標④	高齢者・障害者などの移動制約者の負担を軽減するための公共交通機関のバリアフリー化を促進する。								
事業6	ノンステップバス・ワンステップバスの導入促進								
実施主体				実施年次					
木更津市	交通事業者	市民 (地域住民)	その他 関係事業者	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	
	○					適宜導入			
取組状況									
【ノンステップバス・ワンステップバスの導入】 ノンステップバス:50台、ワンステップバス:45台、ツーステップバス:2台 ①ノンステップバス及びワンステップバスの台数:95台(前年度より2台増) ②バス台数の合計:97台(前年度より2台増) 導入率(各事業者のノンステップバス+ワンステップバス所持台数÷所持台数) $95 \div 97 \div 97.94\%$ ※算出に当たっては、木更津市内を運行している路線バスを基本とするが、バスの運用形態の関係で区分けができない事業所の分については、事業所全体の保有台数で計算をしています。 ※参考 計画策定時(H29) ノンステップバス:36台、ワンステップバス44台、ツーステップバス:15台 ①ノンステップバス及びワンステップバスの台数:80台 ②バス台数の合計:95台									
評価指標(※評価スケジュールに該当しない年度は－)									
ノンステップバス又はワンステップバス車両の導入率(%)	目標値(R4)	89.5			目安値	進捗度			
	計画策定時	84.2							
	平成30年 2018	86.6			85.3	A			
	令和元年度 2019	88.7			86.3	A			
	令和2年度 2020	90.5			87.3	A			
	令和3年度 2021	97.9			88.4	A			
	令和4年度 2022	97.9			89.5	A			
達成の見通しと今後の方針									
目標値を達成しました。 バス事業者単位では、市内運行のバスの100%がノンステップバス又はワンステップバスの事業者がいます。 バスが運行する地域によっては、低床バスだと走行中に床を道路に擦ってしまう場合があるため、導入率を100%にすることは困難ですが、可能な限り導入を進め、バリアフリー化を図るよう、バス事業者に促します。									
事業評価									
A	目標を達成することができた								

木更津市公共交通網形成計画 事業評価シート (令和 4 年度実施分)

基本方針3	誰もが利用しやすい公共交通サービスの構築							
計画目標④	高齢者・障害者などの移動制約者の負担を軽減するための公共交通機関のバリアフリー化を促進する。							
事業7	ユニバーサルデザインタクシーの導入促進							
実施主体				実施年次				
木更津市	交通事業者	市民 (地域住民)	その他 関係事業者	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022
	○					適宜導入		
取組状況								
【ユニバーサルデザインタクシーの導入】 木更津市内に本社または営業所があるタクシー会社及び木更津市内に配車しているタクシー会社計7社において導入されたユニバーサルデザインタクシーは、令和4年度に3台増え、合計57台となりました。								
評価指標(※評価スケジュールに該当しない年度は－)								
ユニバーサルデザイン タクシー車両の導入台 数 (台)	目標値(R4)	72					目安値	進捗度
	計画策定時	6						
	平成30年 2018	17					20	B
	令和元年度 2019	31					34	B
	令和2年度 2020	46					52	B
	令和3年度 2021	54					62	B
	令和4年度 2022	57					72	B
達成の見通しと今後の方針								
目安値の79%を達成しており、概ね目標の達成はできていると評価できます。 今後も、交通事業者に対し積極的に車両の導入を促し、目標値の達成を目指します。								
事業評価								
B	概ね目標を達成することができた							

木更津市公共交通網形成計画 事業評価シート (令和 4 年度実施分)

基本方針3	誰もが利用しやすい公共交通サービスの構築							
計画目標④	高齢者・障害者などの移動制約者の負担を軽減するための公共交通機関のバリアフリー化を促進する。							
事業8	JR巖根駅バリアフリー化の整備促進							
実施主体				実施年次				
木更津市	交通事業者	市民 (地域住民)	その他 関係事業者	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022
○	○			検討		実施	実施	実施
取組状況								
【JR巖根駅構内エレベーター設置】 JR千葉支社が実施主体となり進めていた駅構内のエレベーター設置については、実施主体の財源確保が困難となったことから、事業者から提示された東側への改札口新設へ実施内容を見直し、令和3年度に基礎調査を行いました。								
【岩根人道跨線橋エレベーター設置】 駅構内エレベーターの設置後に、駅構外エレベーター(実施主体:市)を設置し、巖根駅のバリアフリー化を図る予定でしたが、構内エレベーターに関して、上記の通り方針の転換があったことから、構外エレベーターの整備を先行して行うこととし、令和3年度に詳細設計及び地質調査を終えました。 令和4年度は工事が着工となりましたが、エレベーター設置箇所の残土からヒ素が検出されたことによる処分費の増額が必要となったこと、また、東口の設置場所に跨線橋の雨水排水管が埋設されており、その切り直し工事が必要となったことから、事業費及び工期の変更を行うこととなりました。								
(参考) 平成30年度:基本設計を実施 令和3年度:詳細設計及び地質調査 令和4年度:着工								
評価指標(※評価スケジュールに該当しない年度は－)								
JR巖根駅構内への エレベーター設置箇所 数 (箇所)	目標値(R4)	2			目安値	進捗度		
	計画策定時	0						
	平成30年 2018	－			－	－		
	令和元年度 2019	－			－	－		
	令和2年度 2020	0			2	C		
	令和3年度 2021	0			2	C		
	令和4年度 2022	－			－	－		
達成の見通しと今後の方針								
国の補助金の動向を注視しながら東口改札新設に関する協議を進め、JR巖根駅の一体的なバリアフリー化を図ります。								
(今後の予定) ・岩根人道跨線橋エレベーター設置 令和4年度 着工、令和5年度 完成予定 ・東口新改札 令和4年度 詳細設計、令和5年度 着工、令和6年度 完成予定								
事業評価								
D	目標をまったく達成することができなかった							
これまでの経緯から、事業として目標値と計画期間内の計画目標の達成はできないものの、令和6年中には計画目標の達成が見込まれます。								

木更津市公共交通網形成計画 事業評価シート (令和 4 年度実施分)

基本方針3	誰もが利用しやすい公共交通サービスの構築								
計画目標⑤	新たな公共交通利用者の獲得を見据えた、多方面に渡る利用しやすい公共交通環境を整備する。								
事業9	ホスピタリティの推進								
実施主体				実施年次					
木更津市	交通事業者	市民 (地域住民)	その他 関係事業者	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	
○	○					適宜実施			
取組状況									
【社内研修等の充実】 ①バス事業者 3社合計91回 ②タクシー事業者 5社(市内に本社または営業所があるタクシー会社。※ハイヤーを除く)合計 8回 (研修の内容の例) ・年間を通して乗務員全員に対する教育・研修や、個別教育を実施。 ・新型コロナウイルスの影響による、開催回数の減少や、少人数での開催、書面開催。 ・事故例、クレーム例、健康、遵法、運転技術の向上など。 ・座学の他、実車での接客・接遇、新型コロナウイルスへの感染予防対策など。 ・UDタクシーの実車研修。 ・年度毎に具体的な数値目標を定め、この進捗状況を乗務員に通知し、接遇に関する意識を高める。 ・時期によって個別のテーマを定め、受講者により関心を持たせるよう工夫。									
評価指標(※評価スケジュールに該当しない年度は－)									
公共交通に対する 満足度 (%) (再掲)	目標値(R4)	41.4					目安値	進捗度	
	計画策定時	36.4							
	平成30年 2018	－					－	－	
	令和元年度 2019	－					－	－	
	令和2年度 2020	－					－	－	
	令和3年度 2021	－					－	－	
	令和4年度 2022	72.6					41.4	A	
交通事業者と連携した 運転手募集に関する 説明会開催回数 (回) ※通算実施回数	目標値(R4)	5					目安値	進捗度	
	計画策定時	0							
	平成30年 2018	1					1	A	
	令和元年度 2019	2					2	A	
	令和2年度 2020	2					3	B	
	令和3年度 2021	2					4	C	
	令和4年度 2022	2					5	C	
達成の見通しと今後の方針									
今後も、継続的な社内研修等の実施により、運転手等の接遇能力の向上を図り、利用者の満足度の目標達成を目指します。 運転手募集支援の実施については、例年、合同就職説明会を木更津市役所で開催しておりますが、新型コロナウイルスの影響により不開催でした。状況をみながら、今後も関係機関と連携して合同説明会を開催し、人材不足を解消を促します。									
事業評価									
B	概ね目標を達成することができた								

木更津市公共交通網形成計画 事業評価シート (令和 4 年度実施分)

基本方針3	誰もが利用しやすい公共交通サービスの構築							
計画目標⑤	新たな公共交通利用者の獲得を見据えた、多方面に渡る利用しやすい公共交通環境を整備する。							
事業10	公共交通総合マップの作成							
実施主体				実施年次				
木更津市	交通事業者	市民 (地域住民)	その他 関係事業者	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022
○	○			検討	可能な段階で実施			
取組状況								
【公共交通総合マップの作成】 ・公共交通マップの作成には至りませんでした、「暮らしの便利帳2022(市政要覧2022)」へバス路線案内図を掲載し、また、市ホームページを通じて積極的に運賃、ダイヤ改正等の発信を行いました。								
評価指標(※評価スケジュールに該当しない年度は－)								
「路線バス(高速バスを除く)の認知度」について「バスのことは何も知らない」の割合(%)	目標値(R4)	5.0					目安値	進捗度
	計画策定時	7.5						
	平成30年 2018	－					－	－
	令和元年度 2019	－					－	－
	令和2年度 2020	－					－	－
	令和3年度 2021	－					－	－
	令和4年度 2022	3.8					5.0	A
達成の見通しと今後の方針								
今後も、市ホームページ等を活用して、公共交通の認知度向上に向けて情報発信を行う必要があります。								
事業評価								
C	一部課題等があり、目標達成には至らなかった							
・公共交通総合マップの作成には至っていないものの、ホームページ等による情報発信により認知度は上昇している。								

木更津市公共交通網形成計画 事業評価シート (令和 4 年度実施分)

基本方針3	誰もが利用しやすい公共交通サービスの構築								
計画目標⑤	新たな公共交通利用者の獲得を見据えた、多方面に渡る利用しやすい公共交通環境を整備する。								
事業11	事業者との連携によるインセンティブ付与								
実施主体				実施年次					
木更津市	交通事業者	市民 (地域住民)	その他 関係事業者	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	
○	○		○	検討	可能な段階で実施				
取組状況									
【運賃割引券等の導入】 1. これまでに実施している以下について継続して取り組みました。 ・イオンモール木更津で1,000円以上の買い物をした者を対象に、イオンモール木更津発のバスの100円割引券を発行しています。 ・「木更津－鴨川線」では、令和2年3月25日からイオンモール木更津～鴨川間の往復割引乗車券を販売し、両社が広報活動において連携・協力しています。 (参考:往復料金) イオンモール木更津～鴨川間：通常3,160円 ⇒ 2,200円 ※3日間有効 ・高速バスの乗車券と三井アウトレットパーク木更津の買い物券のセット販売を行っています。 ・三井アウトレットパーク木更津への高速バス使用来客者に来場時にスタンプを付与し、スタンプを3つ貯めたお客様へ500円のお買物券を発行しています。									
評価指標(※評価スケジュールに該当しない年度は－)									
取組実施件数 (件)	目標値(R4)	3			目安値	進捗度			
	計画策定時	2							
	平成30年 2018	－			－	－			
	令和元年度 2019	3			3	A			
	令和2年度 2020	3			3	A			
	令和3年度 2021	4			3	A			
	令和4年度 2022	4			3	A			
達成の見通しと今後の方針									
市内の大型商業施設と連携し、一定額の買い物をした場合に運賃割引を行う割引制度の導入を検討するなど、更なる公共交通利用者獲得に向けたインセンティブの付与を促します。									
事業評価									
B	概ね目標を達成することができた								

木更津市公共交通網形成計画 事業評価シート (令和 4 年度実施分)

基本方針4	わかりやすい情報提供と市民や企業等の意識の醸成							
計画目標⑥	継続的は啓発活動及び市民や企業等に対してのモビリティ・マネジメント等を実施し、公共交通に関する意識の醸成を図る。							
事業12	公共交通情報の提供活動の充実							
実施主体				実施年次				
木更津市	交通事業者	市民 (地域住民)	その他 関係事業者	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022
○	○					適宜実施		
取組状況								
【公共交通情報の提供活動】 ・交通事業者が自社のホームページで掲載したダイヤ改正や、新規運行路線等の情報について、市ホームページでも情報発信するよう、随時更新を行いました。 ・地域のフリーマガジンに高速バスの路線図・時刻表を掲載しました。 ・市の広報紙(11月号)に路線バスの利用を促す記事を掲載しました。 (参考:これまでの取り組み) ○平成30年度: ・市広報紙に、高齢者の自動車運転免許証の自主返納後の優遇措置(バス料金半額)について掲載しました。 ・市が発行している「暮らしの便利帳」に、路線バス及び高速バスの路線図や運行バス一覧を掲載しました。 ○令和元年度: ・令和元年6月に、市ホームページの路線バス・高速バスに関するページについて、利用者目線の見やすさを検討し、路線検索をページ上部に移動させた他、時刻表へのリンクを容易にできるようにするなど更新しました。 ・交通事業者が自社のホームページで掲載しているダイヤ改正や災害時等の運行情報について、市ホームページで集約化し、ワンストップで情報が得られるようにしました。 ・地域のフリーマガジンに高速バスの路線図・時刻表を掲載しました。 ○令和2～3年度: ・交通事業者が自社のホームページで掲載しているダイヤ改正や災害時等の運行情報を市ホームページで集約化し、最新情報は「お知らせ」として、ページ上部に掲載するようにしました。 ・市が2年に1回発行している「暮らしの便利帳」に、路線バス及び高速バスの路線図や運行バス一覧を掲載しました。路線バスについては、複数の事業者をまとめた形に変更しました。 ・地域のフリーマガジンに高速バスの路線図・時刻表を掲載しました。 ・市の広報紙(9月号)に路線バスの利用を促す記事を掲載しました。								
評価指標(※評価スケジュールに該当しない年度は－)								
「路線バス(高速バスを除く)の認知度」について「バスのことは何も知らない」の割合(%)	目標値(R4)	5.0			目安値	進捗度		
	計画策定時	7.5						
	平成30年 2018	－			－	－		
	令和元年度 2019	－			－	－		
	令和2年度 2020	－			－	－		
	令和3年度 2021	－			－	－		
	令和4年度 2022	3.8			5.0	A		
達成の見通しと今後の方針								
今後も、市ホームページ等を活用して、公共交通の認知度向上に向けて情報発信を行う必要があります。								
事業評価								
B	概ね目標を達成することができた							

木更津市公共交通網形成計画 事業評価シート (令和 4 年度実施分)

基本方針4	わかりやすい情報提供と市民や企業等の意識の醸成								
計画目標⑥	継続的は啓発活動及び市民や企業等に対してのモビリティ・マネジメント等を実施し、公共交通に関する意識の醸成を図る。								
事業13	モビリティ・マネジメントの推進								
実施主体				実施年次					
木更津市	交通事業者	市民 (地域住民)	その他 関係事業者	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	
○	○		○			適宜実施			
取組状況									
【モビリティ・マネジメントの実施】 ・木更津市立南清小学校児童を対象に、「路線バスの乗り方教室」を実施しました。 【木更津市職員によるエコ通勤(公共交通利用による通勤)の推進】 ・市職員を対象に公共交通や自転車・徒歩による通勤を促す「エコ通勤チャレンジ」を実施しました。									
評価指標(※評価スケジュールに該当しない年度は－)									
公共交通に関する イベントや説明会等の 実施回数 (回) ※通算実施回数	目標値(R4)	6					目安値	進捗度	
	計画策定時	1							
	平成30年 2018	2					2	A	
	令和元年度 2019	2					3	B	
	令和2年度 2020	2					4	B	
	令和3年度 2021	3					5	B	
	令和4年度 2022	5					6	B	
「今後、自家用車に あまり頼らない生活 にするか」について 「そう思う」の割合 (%)	目標値(R4)	23.8					目安値	進捗度	
	計画策定時	18.8							
	平成30年 2018	－					－	－	
	令和元年度 2019	－					－	－	
	令和2年度 2020	－					－	－	
	令和3年度 2021	－					－	－	
	令和4年度 2022	28.2					23.8	A	
達成の見通しと今後の方針									
・路線バスの乗り方教室の実施に当たっては、市内小学校については、校庭に埋設されている排水設備の影響等により路線バスの乗り入れができず乗り方教室が実施できないことがわかったため、木更津市主催イベント等で乗り方教室を実施します。 ・木更津市職員によるエコ通勤については、今後も時差出勤制度の活用や、公共交通の感染防止対策の実施を周知しつつ実施します。									
事業評価									
B	概ね目標を達成することができた								

木更津市公共交通網形成計画 事業評価シート (令和 4 年度実施分)

基本方針4	わかりやすい情報提供と市民や企業等の意識の醸成																																									
計画目標⑥	継続的は啓発活動及び市民や企業等に対してのモビリティ・マネジメント等を実施し、公共交通に関する意識の醸成を図る。																																									
事業14	交通機関における多言語標記の整備検討																																									
実施主体				実施年次																																						
木更津市	交通事業者	市民 (地域住民)	その他 関係事業者	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022																																		
○	○			検討	可能な段階で実施																																					
取組状況																																										
【案内板等の多言語標記化】 市内を運行するバス事業所の状況は以下のとおりです。 ※令和3年度に新たに整備したものはありません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等</th> <th>整備状況</th> <th>手段</th> <th>使用言語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案内所</td> <td>MOP、金田BT</td> <td>文字、音声</td> <td>英語(行先、運賃表示)、その他(ポケトークを使用)</td> </tr> <tr> <td>バス停</td> <td>金田BT、羽鳥野BS、かずさ アーク、MOPターミナルA・B</td> <td>文字</td> <td>英語</td> </tr> <tr> <td>電光掲示板 による案内</td> <td>金田BT、羽鳥野BS、かずさ アーク、木更津総合高校前</td> <td>文字</td> <td>英語</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">車両</td> <td>①高速バス(日東交通全線)</td> <td>文字(行先表示・車内案内)、 音声</td> <td>英語 ※金田BT、袖ヶ浦BT(羽田 線のみ)、羽田空港各ターミナルは 英語、中国語、韓国語</td> </tr> <tr> <td>②高速バス(木更津－羽田空港 線・成田空港線)</td> <td>文字(車内案内)、 音声</td> <td>(車外)英語 (車内)英語、中国語、韓国語</td> </tr> <tr> <td>③MOP木更津線</td> <td>音声</td> <td>英語・中国語、韓国語</td> </tr> <tr> <td>パンフレット</td> <td>高速バス内シートベルト(着用の お願い他緊急時の対応方法)、 Wi-Fi利用方法</td> <td>文字</td> <td>英語</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>CHIBA“おもてなし”多言語コ ミュニケーションシート</td> <td>文字</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>									施設等	整備状況	手段	使用言語	案内所	MOP、金田BT	文字、音声	英語(行先、運賃表示)、その他(ポケトークを使用)	バス停	金田BT、羽鳥野BS、かずさ アーク、MOPターミナルA・B	文字	英語	電光掲示板 による案内	金田BT、羽鳥野BS、かずさ アーク、木更津総合高校前	文字	英語	車両	①高速バス(日東交通全線)	文字(行先表示・車内案内)、 音声	英語 ※金田BT、袖ヶ浦BT(羽田 線のみ)、羽田空港各ターミナルは 英語、中国語、韓国語	②高速バス(木更津－羽田空港 線・成田空港線)	文字(車内案内)、 音声	(車外)英語 (車内)英語、中国語、韓国語	③MOP木更津線	音声	英語・中国語、韓国語	パンフレット	高速バス内シートベルト(着用の お願い他緊急時の対応方法)、 Wi-Fi利用方法	文字	英語	その他	CHIBA“おもてなし”多言語コ ミュニケーションシート	文字	-
施設等	整備状況	手段	使用言語																																							
案内所	MOP、金田BT	文字、音声	英語(行先、運賃表示)、その他(ポケトークを使用)																																							
バス停	金田BT、羽鳥野BS、かずさ アーク、MOPターミナルA・B	文字	英語																																							
電光掲示板 による案内	金田BT、羽鳥野BS、かずさ アーク、木更津総合高校前	文字	英語																																							
車両	①高速バス(日東交通全線)	文字(行先表示・車内案内)、 音声	英語 ※金田BT、袖ヶ浦BT(羽田 線のみ)、羽田空港各ターミナルは 英語、中国語、韓国語																																							
	②高速バス(木更津－羽田空港 線・成田空港線)	文字(車内案内)、 音声	(車外)英語 (車内)英語、中国語、韓国語																																							
	③MOP木更津線	音声	英語・中国語、韓国語																																							
パンフレット	高速バス内シートベルト(着用の お願い他緊急時の対応方法)、 Wi-Fi利用方法	文字	英語																																							
その他	CHIBA“おもてなし”多言語コ ミュニケーションシート	文字	-																																							
評価指標(※評価スケジュールに該当しない年度は－)																																										
公共交通に対する 満足度 (%) (再掲)	目標値(R4)	41.4			目安値	進捗度																																				
	計画策定時	36.4																																								
	平成30年 2018	－			－	－																																				
	令和元年度 2019	－			－	－																																				
	令和2年度 2020	－			－	－																																				
	令和3年度 2021	－			－	－																																				
令和4年度 2022	72.6			41.4	A																																					
達成の見通しと今後の方針																																										
事業評価																																										
A	目標を達成することができた																																									

木更津市公共交通網形成計画 事業評価シート (令和 4 年度実施分)

基本方針5	協働の仕組みづくり								
計画目標⑦	市民・交通事業者・関係事業者・行政の連携強化を図り、持続可能な公共交通網の構築に向けた施策を展開する。								
事業15	地域協働による公共交通維持に向けた仕組みづくり								
実施主体				実施年次					
木更津市	交通事業者	市民 (地域住民)	その他 関係事業者	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	
○	○	○	○			適宜実施			
取組状況									
【地域協働による仕組みづくり】 令和4年度は「木更津市地域公共交通計画」策定に当たっての市民アンケートを行い、公共交通の利用状況及び公共交通の利用意向を把握し、将来の公共交通のあり方の検討のための資料としました。 <アンケート調査の概要> ・調査対象 木更津市に居住する15歳以上の市民 ・調査時期 令和4年8月26日(金)～9月5日(月) ・配布数 2,000通 ・回収数 688票(34.4%) (参考) ・路線バスの再編を検討している地域において、再編の方向性や地域の移動手段の確保に関する協議を行いました。 <令和2年度に新たに協議を行った地域:2地区> 木更津市地域公共交通網形成計画で「再編を主に検討する地区」と位置づけている地区と協議を行いました。 ・伊豆島地区 ・ほたる野地区 ※両地区ともに、令和3年度も協議を実施。 <令和3年度に新たに協議を行った地域:8地区のまちづくり協議会> 「木更津市地域公共交通計画」策定に当たってのヒアリングを行いました。 ・中央地区 ・波岡地区 ・中郷地区 ・富来田地区 ・岩根西地区 ・金田地区 ・清川地区 ・鎌足地区 ※全ての地域で新たな交通システムを導入するとは限らないため、公共交通維持や見直しについて協議を行った地域について計上します。									
評価指標(※評価スケジュールに該当しない年度は－)									
仕組みづくりの検討 のための協議回数 (回) ※協議地区数	目標値(R4)	20			目安値	進捗度			
	計画策定時	0							
	平成30年 2018	3							
	令和元年度 2019	14							
	令和2年度 2020	16							
	令和3年度 2021	24							
	令和4年度 2022	25			20	A			
達成の見通しと今後の方針									
目安値は達成できました。 現在協議している地区以外の市民が抱える公共交通に関する課題に対しても、その解決に向けて協議を行っていきます。									
事業評価									
C	一部課題等があり、目標達成には至らなかった								
新たな交通システムの導入方針の作成に向けて、事例整理を行い、役割分担や支援制度などのルールに向けた検討を進める必要があります。									

議案第2号

木更津市地域公共交通活性化協議会 規約の改正について

道路運送法が改正され、乗合旅客運賃の協議については、地域公共交通活性化協議会で協議決定するものでなく、当該運送に係るバス事業者と市町村等で構成される運賃協議会にて協議することとなったため、協議会規約を改正します。



木更津市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）

（設置）

第1条 木更津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行い、併せて道路運送法（昭和26年法律第183号。第12条において「法」という。）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うために設置する。

（名称及び事務所の位置）

第2条 協議会の名称及び事務所の位置は、次に掲げるとおりとする。

- （1）名称 木更津市地域公共交通活性化協議会
- （2）事務所の位置 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号木更津市役所駅前庁舎内（協議事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）計画の作成及び変更に関する事項
- （2）計画の実施に関する事項
- （3）地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスに関する事項
- （4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること
- （5）前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 1人
- （3）監査委員 2人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

（会長）

第5条 会長は第7条に規定する委員の中から互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

（副会長及び監査委員）

第6条 副会長及び監査委員は、第7条に規定する委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を

代理する。

(協議会の委員)

第7条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民の代表者又は地域公共交通の利用者
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 千葉県バス協会の代表者又はその指名する者
 - (4) 千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者
 - (5) 鉄道事業者
 - (6) 学識経験者
 - (7) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
 - (8) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
 - (9) 木更津警察署長又はその指名する者
 - (10) 木更津市長又はその指名する者
 - (11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (12) 道路管理者又はその指名する者
 - (13) 自家用有償旅客運送者（福祉有償運送を行う者を除く。）
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、会長が協議会の運営上必要と認めた者
- (委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前条に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

3 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決の方法は出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定にかかわらず、会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急を要するため会議を召集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、書面により議決を行うことができる。

5 第3項の規定は、前項の書面による議決について準用する。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前7項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議分科会)

第12条 第3条第4号に掲げる事項についての協議は、法第9条4項に規定する者をもって組織する運賃協議分科会において行う。

2 運賃協議分科会の会長は、第7条第2項第10号の委員をもってあてる。

3 運賃協議分科会の会長は、運賃協議分科会を開催するときは事前に協議会へ通知するものとし、運賃協議分科会において決議を行ったときは速やかに協議会へ報告するものとする

4 運賃協議分科会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、木更津市企画部地域政策室に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第15条 監査委員は、協議会の出納監査を行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成21年10月22日から施行する。
(委員の任期の特例措置)
- 2 第8条の規定にかかわらず、最初に就任された委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成28年10月27日から施行する。
(委員の任期の特例措置)
- 2 第8条の規定にかかわらず、平成28年度に就任された委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年3月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年4月18日から施行する。
(委員の任期の特例措置)
- 2 第8条の規定にかかわらず、平成29年度に就任された委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和４年４月１８日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和５年７月７日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和５年１２月 日から施行する。

新旧対照表

○木更津市地域公共交通活性化協議会規約

新	旧
木更津市地域公共交通活性化協議会規約 (設置) 第1条 木更津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行い、併せて道路運送法（昭和26年法律第183号。第12条において「法」という。）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うために設置する。 (協議事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) ～ (3) 略 (4) <u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと</u> (運賃協議分科会) 第12条 <u>第3条第4号に掲げる事項についての協議は、法第9条4項に規定する者をもって組織する運賃協議分科会において行う。</u> 2 <u>運賃協議分科会の会長は、第7条第2項第10号の委員をもってあてる。</u> 3 <u>運賃協議分科会の会長は、運賃協議分科会を開催するときは事前に協議会へ通知するものとし、運賃協議分科会において決議を行ったときは速やかに協議会へ報告するものとする</u> 4 <u>運賃協議分科会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u> 第13条～第18条 (略)	木更津市地域公共交通活性化協議会規約 (設置) 第1条 木更津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行い、併せて道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うために設置する。 (協議事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) ～ (3) 略 (4) <u>前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと</u> 第12条～第17条 (略)

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときとは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る 地域公共交通計画の認定について

1. 令和6年度計画の認定について

令和5年6月21日に協議させていただいた、令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)に係る地域公共交通計画について、別紙のとおり国土交通省関東運輸局長から認定されましたのでご報告いたします。

(参考)

当補助金は、現在富来田地区で実施されている自家用有償旅客運送の本格運行後の運行分を対象とするものです。

認定の通知に記載の各年度は、以下を表します。

○令和6年度 令和5年10月～令和6年9月

2. 令和5年度補助金の申請について

各補助対象年度の事業完了後、認定された計画に係る運行の補助金申請となります。

令和5年11月14日付けで、令和5年度分の運行実績に基づき補助金の交付申請を行いました。

その後、国からの交付決定後、当協議会へ交付され次第、運行事業者(富来田地区まちづくり協議会)に交付します。

○令和5年度 令和4年10月～令和5年9月

(交付申請等の状況およびスケジュール)

令和5年度 計画認定通知	令和4年9月29日
交付申請額	279,000円
交付額確定	令和6年3月
交付時期	令和6年4月頃

関交企第85号
令和5年9月28日

木更津市地域公共交通活性化協議会
会長 轟 朝幸 殿

関東運輸局長 勝山 潔
(公印省略)

令和6年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画の認定について

令和5年6月21日付け木交協第5号で認定申請のあった「令和6年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条の規定を準用する第18条及び第22条、附則第2条により、令和5年9月26日付け国総地第83号をもって、国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定したので、通知する。

タクシーご利用の皆様へ

毎度、タクシーをご利用いただき、誠に有難うございます。

この度、乗務員の労働条件の改善及び事業収支の改善のため、千葉県 B 地区（市原交通圏、南房交通圏、外房交通圏、山武・東金交通圏、東総交通圏）、のタクシー運賃・料金を、令和 5 年 11 月 20 日から、下記のとおり改定させていただきます。

今後とも、お客様に安全な輸送とよりよいサービスの提供に努めてまいりますので、なにとぞ、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

タクシー運賃・料金表

1. 距離制運賃

	（普通車）	（大型車）	（特定大型車）
初 乗	最初の1.155kmまで500円	最初の1.155kmまで530円	最初の1.155kmまで560円
加 算	244mまでごとに100円	230mまでごとに100円	218mまでごとに100円

2. 時間距離併用運賃（時速10km/hr以下で走行した場合）

普通車 1分30秒までごとに100円	大型車 1分25秒までごとに100円	特定大型車 1分20秒までごとに100円
--------------------	--------------------	----------------------

3. 割増運賃 22時から5時まで……………2割増

4. 割引運賃 障害者は1割引(身体障害者手帳又は療育手帳、ミライロ ID アプリを提示し、障害者自身が乗車した区間に限ります。)

5. 迎車回送料金 1回につき定額料金を事業者ごとに設定

TO OUR CUSTOMERS

New Taxicab rates have been officially established and approved for use
Effective 20th November 2023 all taxi fares will be computed on these rates.
Your cooperation and patronage will be highly appreciated.

Taxi Association of Chiba prefecture

一般社団法人 千葉県タクシー協会

千葉市中央区市場町 7-9

TEL 043 (307) 7002

令和5年11月20日より東京都多摩地区、神奈川県京浜地区及び相模・鎌倉地区、埼玉県、千葉県、山梨県B地区のタクシー運賃が変わります。

～タクシーの運賃改定について～

昨年12月以降、タクシーの運賃改定要請が行われておりました、東京都多摩地区、神奈川県京浜地区及び相模・鎌倉地区、埼玉県A地区及びB地区、千葉県A地区及びB地区、山梨県B地区の計8地区について、10月20日付けで新たな運賃を公示しましたのでお知らせします。

今回の運賃の変更により、物価高騰に対応するとともに、タクシー運転者の労働環境の改善・人材確保を図ることとしております。

1. 新運賃の概要（普通車上限運賃の場合）

運賃ブロック	運賃改定率	現 行				改 正			
		初乗運賃		加算運賃		初乗運賃		加算運賃	
多摩地区	10.21%	1.2 km	500 円	257 m	100 円	1.091 km	500 円	233 m	100 円
京浜地区	10.32%	1.2 km	500 円	264 m	100 円	1.091 km	500 円	239 m	100 円
相模・鎌倉地区	10.09%	1.2 km	500 円	272 m	100 円	1.091 km	500 円	247 m	100 円
埼玉県A地区	10.21%	1.23 km	500 円	261 m	100 円	1.121 km	500 円	236 m	100 円
埼玉県B地区	11.70%	1.47 km	620 円	297 m	100 円	1.031 km	500 円	259 m	100 円
千葉県A地区	10.03%	1.27 km	500 円	263 m	100 円	1.155 km	500 円	239 m	100 円
千葉県B地区	11.10%	1.27 km	500 円	272 m	100 円	1.155 km	500 円	244 m	100 円
山梨県B地区	13.88%	1.8 km	740 円	240 m	90 円	1.2 km	600 円	229 m	100 円

※運賃表は、別紙1－1～別紙1－8のとおり

2. 運賃適用地域
別添1のとおり

3. 所要増収率の算定根拠
別添2－1～別添2－8のとおり

4. 実施時期：令和5年11月20日（月）

連絡先 関東運輸局自動車交通部 旅客第二課 石毛・佐藤
電話：045-211-7246（直通）・FAX：045-201-8802

（配布先）横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、
埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、
関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

バス・タクシー運転士に関する就職説明面接会の開催について

ハローワーク木更津と共催で、人材不足が深刻であるバス・タクシーの運転士の募集、及び介護・保育といった職種を対象とした説明会・面接会をイオンモール木更津で実施します。

記

1 事業名 運転・介護・保育のお仕事説明面接会 in イオンモール木更津

2 日時 令和6年2月25日(日)13:30～16:00(13:00～受付)

3 場所 場所:イオンモール木更津(木更津市築地1-4)

4 主催等 主催:木更津公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)

共催:木更津市、千葉県タクシー協会南房支部(以下「タクシー協会」という。)

後援:千葉県バス協会、千葉県福祉人材センター、イオンモール木更津(予定)

5 参加予定事業所 事業所11社程度

(交通事業者・・・6社程度、介護・・・3社程度、保育・・・2社程度)

6 その他詳細

(1)実施形式

原則、事前予約制であるが当日参加可。当日参加については、イオンモール木更津ご利用の方が多い時間帯(日曜・午後)での開催であることを活かして、施設内にて広く呼び込みを行う。

(2)求職者申込み

ハローワーク木更津にて事前予約の受付を行う。

(3)広報活動

木更津市は広報紙掲載や木更津駅内への掲示、ハローワーク木更津は利用者への周知や労働局HP掲載等によりそれぞれ広報活動を行う。